

令和7年度第9回福岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時及び場所

(1) 日時 令和7年12月10日(水) 開会 午後 2時30分
閉会 午後 4時10分

(2) 場所 福岡市役所 15階 講堂

2 出席委員及び欠席委員氏名・人数

(1) 出席委員

城戸 武稔	高木 智代	宗 義治	高田 茂美	下司 弘
川嶋 仁	久保 篤美	安河内 弘実	角 徹	甲斐 諭
中村 美佐子	馬男木 節	袈裟丸 宏二	久保田 喜一	吉積 政明

以上 15名

(2) 欠席委員

笠 康雄	牛尾 憲一	奥村 幸一	以上	3名
------	-------	-------	----	----

3 総会に附した議題及び審議の内容

別紙記載のとおり

4 動議及び提案者の氏名

(1) 動議の内容

なし

(2) 提案者

なし

5 議事録署名人に指名された委員の氏名

高田 茂美 下司 弘

6 書記氏名

西依 愛おい 古田 容子

7 総会に出席した関係人の氏名

なし

8 農地利用最適化推進委員出席者

宮本 雅秀	長 泰壽	曾根崎 裕	城戸 憲一	中村 和久
大神 達雄	坂口 泰三	角 一三	福島 洋一	新原 元茂
安永 明弘	西嶋 慎二	菰田 茂孝	三苦 義則	高宮 秀之
山下 昌昭	薦田 文昭	大神 伸雄	大神 常夫	三苦 一美
富田 一夫	西 康晴			

9 事務局出席者

前野 正和	立田 玲子	志藤 伸一	田島 千加	川口 昌子
古田 容子	中村 さおり	桑野 綾子	西依 愛おい	

議長	<p>それでは、ただいまより、令和7年度第9回 福岡市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>農業委員18名中15名が出席されており、定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>本日の議事は、議案が28件、報告事項が5件となっております。</p> <p>議事運営につきまして、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>議事に入ります前に、本日の総会の議事録署名人について、「高田茂美委員」と「下司弘委員」を指名します。</p>
	<p>案件1 農地に係る事項</p> <p>議題第1号</p> <p>「農地法第3条の規定による許可申請」について</p>
議長	議題第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。
農地調整係長	(議案第1号から第3号について、資料により説明)
西部出張所長	(議案第4号から第16号について、資料により説明)
議長	ただいま、事務局より説明がありました議案第1号から第16号について、現地調査をされた推進委員にご意見を伺います。 議案第1号について、担当区域の推進委員お願いします。
推進委員	12月2日に借人・貸人の共通代理人、推進委員2人の3人で現地確認を行いました。借人は、ビニールハウスの中で種をまいて育て、枯れるまでハウス内のみで作業をするということです。農薬など影響や問題が出る事例はないと思います。
議長	議案第2号の担当区域の推進委員ですが、本日欠席ですので、事務局よりお願いします。
農地調整係長	担当区域の推進委員から、ご意見を伺った内容をご報告します。 現地確認を行い、また、譲受人は粕屋町でもしっかり耕作を行っている方であり、問題はないと思いますとのことです。

議長	議案第3号について、担当区域の推進委員お願いします。
推進委員	<p>12月2日に、同じ担当地区の推進委員と一緒に現地確認を行いました。現地は今まで耕作してあり、問題はありません。</p> <p>譲受人は、近所で農業をしており、私もよく知っている方で、問題はないと思います。</p>
議長	議案第4号から第6号について、担当区域の推進委員お願いします。
推進委員	<p>議案第4号と第5号は、一緒に報告させていただきます。隣同士の田で、譲渡人が同一で、譲受人は地元の近所の方でしっかり水稻を耕作されていますので、問題ないと思います。</p> <p>議案第6号については、譲渡人が農業をやめるということで、譲受人が親戚になるのですが、所有の田が多くあり、これからも耕作されると思いますので、問題はないと思います。</p>
議長	議案第7号について、担当区域の推進委員お願いします。
推進委員	<p>12月3日に、農業委員と一緒に現地確認をしてきました。</p> <p>譲受人は、以前は申請地において、果樹農家として、生産部会の部会員として、共同名義人である妹と協力して頑張っていました。</p> <p>その後、譲渡人の母親である姉の方から、土地を売るようになっていたので、もう管理をやめてくれと言われ、一旦離農しましたが、結局、売り先が見つからずに、姉が亡くなったことで、今回の申請になっています。特に問題ないと思います。</p>
議長	議案第8号及び第9号について、担当区域の推進委員お願いします。
推進委員	<p>議案第8号と第9号は一緒に報告させていただきます。</p> <p>12月1日に、現地確認をしてきました。</p> <p>2箇所とも、以前から水稻をしていて、所有権の移転だけですので、問題ないと思いました。</p>
議長	議案第10号及び第11号について、担当区域の推進委員お願いします。

推進委員	<p>議案第10号と第11号は、一緒に報告させていただきます。</p> <p>譲受人と譲渡人は、いとこ同士で、畠を交換することで効率的な果樹園経営が可能になるため、両者の利害が一致し、交換することになったとのことです。</p> <p>12月2日に現地調査に行きましたが、耕作者が入れ替わるだけで、今までと同様、果樹を作られるということなので、周辺の農地に支障をきたすこともなく、特に問題はないと思います。</p>
議長	議案第12号について、担当区域の推進委員お願いします。
推進委員	<p>譲受人が福岡市で初めて農地を取得するので、11月27日に、新規就農審査会に出席しました。</p> <p>今回はおじの土地を譲受人が耕作するとのことで、現在は荒れている様子ですが、問題ないと思います。</p>
議長	議案第13号及び第14号について、担当区域の推進委員お願いします。
推進委員	<p>12月4日に、現地を確認しました。</p> <p>写真は草が生えているように見えますが、もう稲刈りが終わっており、きちんと作っています。</p> <p>議案第13号、第14号は同じ譲受人になっています。多くの農地を作られている方で、農事組合にも確認しましたが、問題ありません。</p>
議長	議案第15号について、担当区域の推進委員お願いします。
推進委員	<p>12月2日に、現地を確認しました。</p> <p>写真のとおり、草が伸びていますが、片付けをすることです。現地はいちごを耕作する予定です。塩水が出るような場所です。譲受人に確認しましたが、承知のうえで購入されるとのことで、問題ないと思います。</p>
議長	議案第16号について、担当区域の推進委員お願いします。
推進委員	<p>12月3日に、現地を確認しました。</p> <p>譲受人は何年も前から地元で野菜を中心に栽培しており、今回耕作面積を広げようということで、申請に至っています。特に問題はないと思います。</p>
議長	事務局からの説明及び推進委員の意見をお聞きしましたが、ご意見・ご質問はありませんか。

農業委員	議案第6号についてですが、一番気になっているのは金額のことです。金額が安いと思うのですが、相場はあるのでしょうか。
西部出張所長	金額は、お互いで協議していただいているので、農業委員会としては分からぬといふのが実情です。地域によっては高い所もあり、農用地であるということで、売却が難しい農地は安くなる場合もあります。金額については、お互いで交渉しておられます。また、売買件数も少ないのでこれくらいの相場というのは、宅地と違います。評価が分からぬといふのが実情です。
農業委員	そうすると、極端な話、もっと安い金額でもいいことですよね。贈与という形にも取れると思うのですが、農業委員会としてはどういう審査になるのでしょうか。
西部出張所長	今回の議案第6号は、現在の所有者が耕作できないため、親戚の農家の方に売却を希望されました。写真のように草も生えておりまして、管理も難しいような状態でしたので、推測ですがそのような事情もあったのかもしれません。
議長	農業委員会としては、口出しができないところになります。税務署でどう見られるかといふのはまた別です。農業委員会としては、審査する中で、金額を評価するのは、今説明があったように難しいです。
農業委員	全体的な評価を見て、農業委員会として許可をおろしたと言われる訳ですよね。そういうことですよね。
議長	他にご意見・ご質問はありませんか。
	(意見・質問なし)
議長	それでは、一括して採決を行います。 議案第1号から第16号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。
	(全員挙手)

議長	全員賛成ですので、議案第1号から第16号は原案どおり可決しました。
議題第2号	
	「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について
議長	次に、議題第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。
農地調整係長	(議案第17号及び第18号について、資料により説明)
議長	ただいま、事務局より説明がありました議案第17号及び第18号について、現地調査をされた推進委員にご意見を伺います。 議案第17号の担当区域の推進委員ですが、本日欠席ですので、事務局よりお願いします。
農地調整係長	担当区域の推進委員から、ご意見を伺った内容をご報告します。 申請地は道路の拡幅により取り残された小さな農地であり、また、周りの方からも了承を得ており、問題はないと思いますとのことです。
議長	議案第18号について、担当区域の推進委員お願いします。
推進委員	11月21日に、事務局2名と現地を確認しました。 事務局は何の問題もないと言っています。よろしくお願ひします。
議長	事務局からの説明及び推進委員の意見をお聞きしましたが、ご意見・ご質問はありませんか。
	(意見・質問なし)
議長	それでは、一括して採決を行います。 議案第17号及び第18号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第17号及び第18号は原案どおり可決しました。

議題第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について	
議長	次に、議題第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。
農地調整係長	(議案第19号について、資料により説明)
西部出張所長	(議案第20号から第23号について、資料により説明)
議長	ただいま、事務局より説明がありました議案第19号から第23号について、現地調査をされた推進委員にご意見を伺います。 議案第19号の担当区域の推進委員ですが、本日欠席ですので、事務局よりお願いします。
農地調整係長	担当区域の推進委員から、ご意見を伺った内容をご報告します。 農業用倉庫建て替えのためには、申請地の転用が必須であり、水利委員、周辺住民の承諾も取ってありますので、問題はないと思いますとのことです。
議長	議案第20号について、担当区域の推進委員お願いします。
推進委員	12月2日に、農事組合長、同じ担当地区の推進委員と一緒に現地を確認しました。この農地の南側に山があり木が茂って、生産性も悪いと思います。今年は水稻を作られましたが、今まででは自己管理をされていたような状況です。周囲の農地に与える影響はないと考えます。
議長	議案第21号について、担当区域の推進委員お願いします。
推進委員	12月2日に、現地を確認しました。 申請地は地下鉄の駅に近く宅地化が進んでいるところで、駐車場としての需要も多く、問題ないと思います。
議長	議案第22号について、担当区域の推進委員お願いします。

推進委員	12月1日に、現地を確認しました。 申請地の前の道は地域をつなぐ大動脈であり、私も毎日通る道です。申請地は、市民農園を借りる方達のための駐車場になり、周辺の農地に影響を与えるような使い方はされないと私は思いますので、問題はないと思いました。
議長	議案第23号の担当区域の推進委員ですが、本日欠席ですので、事務局よりお願いします。
西部出張所長	担当区域の推進委員から、ご意見を伺った内容をご報告します。 問題はないと思いますとのことです。
議長	事務局からの説明及び推進委員の意見をお聞きしましたが、ご意見・ご質問はありませんか。
	(意見・質問なし)
議長	それでは、一括して採決を行います。 議案第19号から第23号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第19号から第23号は原案どおり可決しました。
	議題第4号 「非農地証明の発行」について
議長	次に、議題第4号「非農地証明の発行」について、事務局より説明をお願いします。
農地調整係長	(議案第24号について、資料により説明)
西部出張所長	(議案第25号から第26号について、資料により説明)

議長	ただいま、事務局より説明がありました議案第24号から第26号について、現地調査をされた推進委員にご意見を伺います。 議案第24号について、担当区域の推進委員お願ひします。
推進委員	12月2日に、事務局職員と現地を確認しました。 手元の地図で説明しますが、地図の途中までは車で行くことができましたが、そこからは山道です。写真のとおりの状況で、位置はGPSで確認しました。すでに山林化しておりますので、農地への復元は不可能と思っています。
議長	議案第25号の担当区域の推進委員ですが、本日欠席ですので、事務局よりお願ひします。
西部出張所長	担当区域の推進委員から、ご意見を伺った内容をご報告します。 現地を確認いたしましたが、非農地もやむを得ないと思います、とのことです。
議長	議案第26号について、担当区域の推進委員お願ひします。
推進委員	12月3日に、現地を見に行ってきました。写真と事務局の説明のとおりですが、よく以前は畑をされていたなと思うくらい、大変な場所でした。
議長	事務局からの説明及び推進委員の意見をお聞きしましたが、ご意見・ご質問はありませんか。
農業委員	地図の表記が一部誤っていますか。
農地調整係長	申し訳ありません。誤植です。
議長	訂正をお願いします。
議長	他にご意見・ご質問はありませんか。
	(意見・質問なし)
議長	それでは、一括して採決を行います。 議案第24号から第26号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。

	(賛成多数)
議長	賛成多数ですので、議案第24号から第26号は原案どおり可決しました。
議題第5号	
「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見」について	
議長	次に、議題第5号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見」について、事務局より説明をお願いします。
農地利用推進係長	(議案第27号について、資料により説明)
議長	ただいま、事務局より説明がありました議案第27号について、ご意見・ご質問はありませんか。
	(意見・質問なし)
議長	それでは、採決を行います。 議案第27号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第27号は原案どおり可決しました。
議題第6号	
「特定農地貸付に係る市民農園の承認申請」について	
議長	次に、議題第6号「特定農地貸付に係る市民農園の承認申請」について、事務局より説明をお願いします。
農地利用推進係長	(議案第28号について、資料により説明)
議長	議案第28号について、担当区域の推進委員お願いします。

推進委員	12月3日に、事務局の職員と現地確認に行きました。田を1枚1枚ずっと歩いて見回すことしかできませんでしたが、周辺の農地の農業上の利用の増進に支障を及ぼさないような位置にあり、問題ないと思います。
議長	事務局からの説明及び推進委員の意見をお聞きしましたが、ご意見・ご質問はありませんか。
農業委員	議案第22号案件と関連するかと思いますが、駐車場は何台くらい停められるようにされるのでしょうか。また、井戸は掘られるとのことですが、トイレはどうなるのでしょうか。
西部出張所長	駐車場は17台です。利用者の約2割程度です。井戸を掘って手洗い場を整備するのですが、トイレ自体はすぐそばに公園がありますので、そちらを利用していただくことになります。
農業委員	88区画あるのに、駐車場は17台となると、道路に停められるのではないかでしょうか。ここはバス通りで、野外センターに行く道路です。公園は前にありますが、その公園を利用されたら、利用者の不便はないと思いますけれど、地元の町内会から意見は出ないでしょうか。きれいに使用してもらわないと、これだけの人数が来られた場合、町内会から意見が出るのではないかと思いますけれど、そこはいいのでしょうか。
西部出張所長	まず、今回の88区画に対して17台に台数を決めた理由は、他にも開設者は市民農園を開設されていますが、他の市民農園は区画数に対して2割程度の駐車場で十分であるということで、今回も同じ2割程度で計画されております。 また、現地で立会説明を行われており、特に質問等はなかったと聞いております。
農業委員	これに対して問題はないかと思いますが、ただ、町内会が今後何か言われると思います。町内の方には話をしておいた方が良いかと思います。この田は区画整理をしていない小さな田ばかりなので、買い手がいません。このように利用してもらうのは良いのですが、周辺の住民に迷惑がかからないように是非お願いしたいと思います。向かい側も駐車場になっていますが、町内会が借りているところです。その駐車場にも、多分停められるようになると思います。苦情が出ないような対応をしてもらいたいです。後で農業委員会は何をしていたのかと言われないよう、是非お願いしたいと思います。

西部出張所長	わかりました。開設者にはこのような話があったことをこちらから伝えた いと思います。
議長	他にご意見・ご質問はありませんか。
農業委員	議案第22号の貸人が開設者に貸すという形になるのでしょうか。議案第28号を見ると、農地を借りて開設する者、そしてそこから利用者に貸し付けるという方針を取られているようです。議案第22号の貸人が、権利取得の相手方という風に記載されていますが、「農地を借りて開設する者」になるのでしょうか。そしてまた新たに、利用者に貸し付けるという形になるのでしょうか。この仕組みが理解できないので、分かりやすく説明をお願いします。
農地利用推進係長	議案第22号の貸人は、開設者ではありません。議案第28号では議案第22号の貸人や議案第28号の他の貸人の方が中間管理機構に市民農園のための農地を貸し付け、その後、中間管理機構から開設者が農地を借りて、市民農園を開設します。 議案第22号の駐車場につきましては、貸人が開設者に農地を直接貸し付けて、開設者が駐車場を今から作る、となっています。
農業委員	ということは、資料51ページの「農地を借りて開設する者」は52ページの市民農園開設者ということでしょうか。
農地利用推進係長	そうです。
農業委員	では、又貸しするという形ではないということですね。
農地利用推進係長	中間管理機構を介していますので、又貸しといえば又貸しですけれども、これは法律（特定農地貸付法）で認められた転貸、又貸しということになります。
農業委員	なんとなく分かりました。
議長	他にご意見・ご質問はありませんか。 (意見・質問なし)

議長	<p>それでは、採決を行います。</p> <p>議案第28号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	全員賛成ですので、議案第28号は原案どおり可決しました。
議長	<p>次に報告事項につきましては、書面による報告とし、説明は省略していますが、何かご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
<p>案件2 農政に係る事項</p> <p>報告第5号</p> <p>「農業委員及び農地利用最適化推進委員の申込結果」について</p>	
議長	<p>それでは、案件2の「農政に係る事項」に移ります。</p> <p>報告第5号「農業委員及び農地利用最適化推進委員の申込結果」について、事務局より説明をお願いします。</p>
総務係長	(報告第5号について、資料により説明)
議長	<p>事務局からの説明について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
議長	<p>その他、ご意見・ご質問等がないようであれば、本日予定しておりました議事はこれで全て終了します。円滑な進行にご協力いただきありがとうございました。</p> <p>それでは、これで令和7年度第9回福岡市農業委員会総会を閉会します。</p> <p>なお、次回の総会は、1月15日木曜日、14時30分から福岡市役所15階講堂での開催を予定しております。</p>